

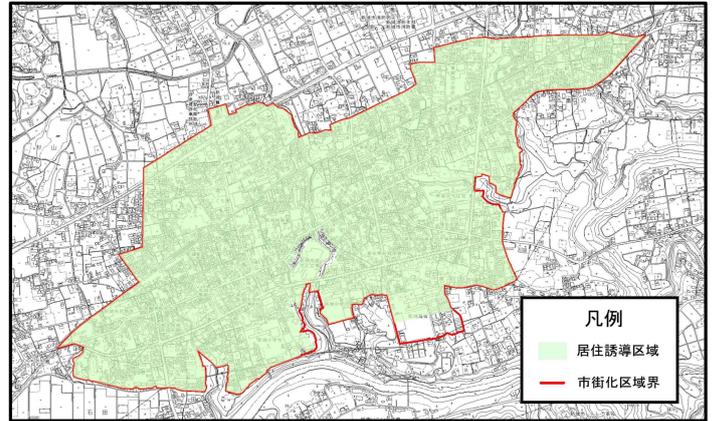
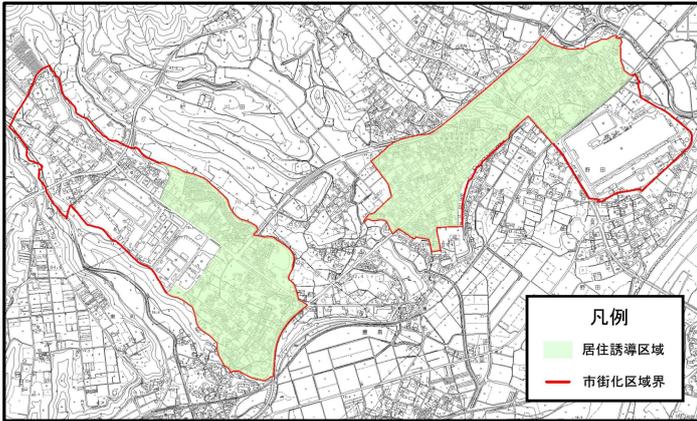
45才以下の方※

建売住宅も対象！！

市街地の土地を新たに購入し、住宅を取得する方へ

居住誘導区域定住促進奨励金

※ 交付申請する年度の末日において、交付申請者又は交付申請者及び配偶者等の両名が45才以下である必要があります。



令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に

居住誘導区域内の土地を新たに購入し、同期間内に

住宅を取得した方に**10万円**の奨励金を交付します。

※交付対象住宅の取得(所有権登記)から1年以内に交付申請をする必要がありますので、ご注意ください。



さらに

次の要件に該当する場合は
各**10万円**を加算！！

奨励金交付額

最大**30万円**

10万円



若者

10万円



子育て世帯

【居住誘導区域】

新城市立地適正化計画における居住誘導区域。

若者

交付申請をする年度の末日において、交付対象者又は配偶者等（パートナー）が満30才以下。

子育て世帯

交付対象者又は配偶者等（パートナー）が交付申請時点において、中学校修了前（出産予定の胎児を含む。）の子をもつ世帯。

詳しい要件については裏面に記載してありますのでご確認ください。不明な点等がありましたら都市計画課までご相談ください。

新城市建設部都市計画課

電話番号 0536-23-7640 E-mail toshi@city.shinshiro.lg.jp

■ 交付対象となる『人』の要件（交付対象者）

奨励金の交付対象となる方は、次に掲げる要件を全て満たす方となります。

- 交付対象者又は交付対象者及びその配偶者等の両名が、交付の申請をする年度の末日において45才以下であること。
- 交付申請時点で市の住民基本台帳に記載があり、かつ、生活の本拠があること。
- 令和6年4月1日から令和10年3月31日までに交付対象住宅の所有権登記が完了していて、所有権の一部又は全部を有していること。
- この奨励金の交付を過去に受けたことがないこと。
- 交付対象住宅を取得するに際して、空き家改修事業補助金、居住誘導区域内空き家解体事業費補助金及び特定空家等解体事業費補助金の交付を過去に受けていないこと。
- 世帯の中に新城市税の滞納者がいないこと。
- 暴力団員でないこと。
- 交付対象住宅に5年以上居住する意思があること。
- その他、市長が適当でないとする人でないこと。

■ 交付対象となる『土地』の要件（補助対象住宅の所在地）

奨励金の交付対象となる住宅の所在地は、次に掲げる要件を全て満たすものとなります。

- 定住する世帯の者が住宅の所在（建築敷地）する土地の所有権の一部又は全部を有していること。
- 令和6年4月1日から令和10年3月31日までに「売買」により所有権を得たものであること。

■ 交付対象となる『建物』の要件（補助対象住宅）

奨励金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとなります。

- 建築工事の完了の日から1年以内にその使用に供されたものであること（建売住宅は1年以内に限らず未入居のものであること）。
- 居住誘導区域内において、住民票を移す事を前提に建築し、建物の所有権登記を行ったものであること。
- 土地の所有権を得てから（売買契約締結後）1年以内に建物に係る契約を締結したものであること。
- 台所、風呂及び便所があるものであること。
- 玄関、居室、台所、浴室、トイレなど居住に供する床面積が50㎡以上あるものであること。
- 併用住宅の場合には、玄関、居室、台所、浴室、トイレなど居住に供する床面積が延べ床面積の2分の1以上あるものであること。

■ 申請手続きの流れ

① 土地購入・住宅の取得
(所有権登記)

② 交付申請

③ 交付決定

④ 奨励金請求

⑤ 奨励金支払



【注意事項】

- 交付対象住宅の取得（所有権登記）から1年以内に交付申請を行ってください。
- 奨励金は新城市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱に基づき交付します。このリーフレットのみならず要綱もご確認ください。

※ 交付申請時に、職員にて交付対象住宅を確認するための調査を実施させていただく場合がありますので、調査にご協力をお願いします。